



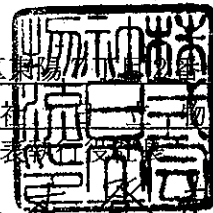
適時開示に係る宣誓書

平成18年6月28日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 西室 泰三 殿

本店所在地 東京都江東区豊洲 8号
会社名 株式会社日立物流
代表者の 代表取締役社長
役 職
氏名(署名) 鈴木 泰三

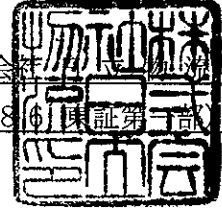


株式会社日立物流は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について
(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成18年6月28日

会社名 株式会社
(コード番号 908)



当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社は、法令、証券取引所規則及び社内規則「情報の管理と開示に関する規則」等に基づき、当社及びグループ会社等に関する開示すべき重要情報を適正に管理し、開示内容の正確性を確保しつつ、迅速な公表を行うことを方針としています。当該方針に基づき、会社情報の内容により、以下の体制を敷いています。

なお、当社は、機動的な意思決定と経営監督の実効性の向上を図るため、平成15年6月より委員会設置会社に移行しており、会社情報の適時開示に関する権限は、執行役に委譲され、取締役会と監査委員会は、執行役の業務執行が適切になされるように監督しています。

1. 決定事実・発生事実

経営上の重要な事項を決定する場合、或いは投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が発生した場合、当該部門の担当執行役は、上記規則等に基づき、速やかに広報担当執行役に報告します。当該報告を受けた広報担当執行役は、総務・コミュニケーション本部広報・IRグループに指示し、東京証券取引所の適時開示規則が定める重要事実該当するか否かを判断し、情報の適正な管理に努めます。適時開示が必要と判断した場合は、開示内容の適正性、正確性を検討の上、開示資料を作成し、関係する執行役の承認を経て、執行役社長に報告の上、総務・コミュニケーション本部広報・IRグループを通じて適時開示を行います。

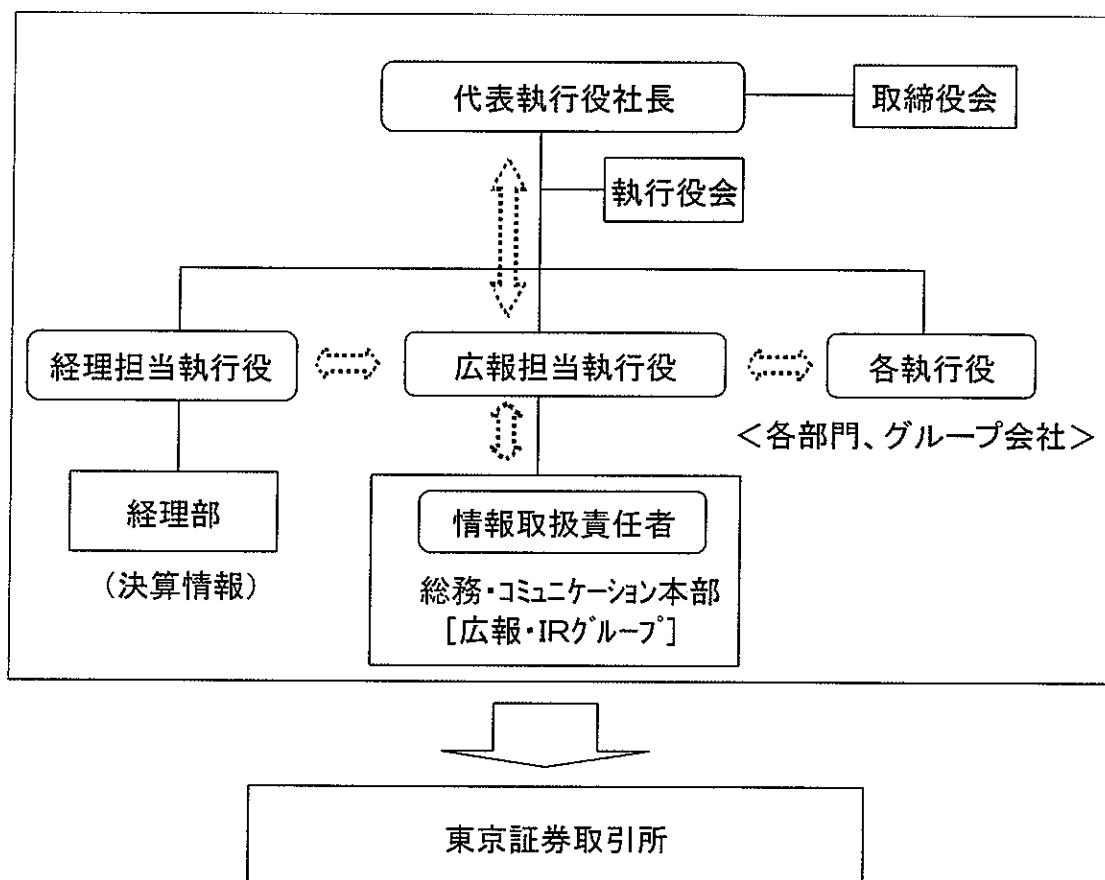
2. 決算情報

決算に関する情報については、経理部が決算財務関連書類を作成し、中間・期末の決算情報については、会計監査人の確認後、執行役会の審議及び取締役会の承認を経て、また、四半期の決算情報については、執行役会及び取締役会での報告を経て、総務・コミュニケーション本部広報・IRグループを通じて適時開示を行うこととしています。

3. その他

- ①グループ会社の重要情報については、当該会社を担当する執行役を通じて、情報の適切管理と当社への伝達体制を敷いています。
- ②当社は、適時情報開示とあわせ、会社のホームページを通じて情報開示を行うことにより、広く社外への情報発信を実施しています。
- ③当社は、「内部者取引防止に関するガイドライン」を制定し、証券取引に関する法令に定める内部者取引（インサイダー取引）の防止に努めています。

【社内体制の概要】



以上